

一般財団法人短期大学基準協会会員規程

[平成17年4月14日制定]

[平成19年3月22日改正]

[平成22年12月16日改正]

[平成23年5月26日改正]

[平成23年9月15日改正]

[平成26年12月18日改正]

(目的)

第1条 一般財団法人短期大学基準協会（以下「基準協会」という。）定款（以下「定款」という。）第42条第4項の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会)

第2条 基準協会の会員になろうとする短期大学は、別に定める様式による入会申込書を提出し、定款第42条第2項の規定に基づき、理事会の承認を受けなければならない。

(基準協会の事業への参画)

第3条 会員は、短期大学の質の保証と教育の充実・向上に資するため、基準協会が行う短期大学の第三者評価の実施等、定款第4条に定める事業に積極的に参画し、協力するものとする。

(会費)

第4条 会員は、毎年度、指定した期日までに会費を納入するものとする。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、理事会の議を経て、会費の一部又は全部を免除できるものとする。

2 納入された会費は、特別の理由がない限り、これを返還しない。

(会費の額)

第5条 会費の額は、次の各号により計算した合計額とする。ただし、会員短期大学数及び学生数の変動を踏まえ、毎年度、理事会の議を経て、見直しを行うものとする。

(1) 短期大学当り 年額 @ 60,000円

(2) 短期大学本科（第1部、第2部及び第3部）に在籍する学生1人当り

年額 @ 600円

2 専ら通信による教育を行う短期大学については、前項第2号の適用にあっては、同号により計算した額の7分の1とする。ただし、100円未満は切り捨てとする。

(ALOの配置及び登録)

第6条 会員は、会員の自己点検・評価活動並びに基準協会及び評価員との連絡調整等を円滑に行うため、ALO(第三者評価連絡調整責任者)を置くものとする。

2 会員は、基準協会が指定した期日までに所定の手続きによりALOを登録するものとする。

3 ALOは、基準協会が開催する指定の研修会等に参加するものとする。

4 ALOに変更が生じた場合は、所定の変更手続きを行うものとする。

5 会員は、必要に応じALOを補佐するために、ALO補佐を置くことができる。ALO補佐を置いた場合は、基準協会に報告するものとする。

（評価員候補者の推薦及び登録等）

第7条 会員は、基準協会が行う第三者評価において、短期大学の教育活動等を適切に評価するため、指定された期日までに評価員候補者を推薦し、基準協会に登録するものとする。

2 評価員候補者の推薦人数は、次の表の入学定員規模別短期大学の区分に応じた推薦人数を原則とする。

入学定員規模別短期大学の区分	推薦人数
入学定員 99 人以下の短期大学	1 名以上
入学定員 100 ～ 199 人の短期大学	2 名以上
入学定員 200 ～ 300 人の短期大学	3 名以上
入学定員 301 人以上の短期大学	4 名以上

3 評価員候補者の登録期間は、3 年とする。

4 評価員候補者は、基準協会が開催する指定の研修会等に参加するものとする。

5 評価員候補者に変更が生じた場合は、所定の変更手続きを行うものとする。

6 会員は、基準協会から臨時に評価員の派遣要請があったときは、第1項の評価員候補者とは別に、臨時の評価員を推薦し、基準協会に登録するものとする。

（評価員への配慮等）

第8条 会員は、評価員候補者として登録した者が、評価員として委嘱されたときは、その評価員の第三者評価業務が円滑に行われるよう配慮するものとする。

2 評価員は、基準協会が開催する指定の研修会等に参加するものとする。

（基準協会の支援等の享受）

第9条 会員は、第三者評価を受けることのほか、基準協会が行う次の支援等を享受する。

- (1) 会員が自ら行う自己点検・評価及び会員相互で実施する相互評価の推進の支援
- (2) 短期大学教育及び評価システム等に関する調査研究結果等の情報提供
- (3) 基準協会収集の会員短期大学諸情報の提供による改革・改善の支援
- (4) 刊行物の発刊等による情報発信

（退会）

第10条 会員が退会しようとするときは、退会しようとする年度の前年度の2月末日までに所定の退会届を提出しなければならない。

（除名）

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) 基準協会の名誉を著しく毀損し、又は信用を失わせる行為があったとき
- (2) 1年以上にわたって会費等の納入その他基準協会に対する債務の履行を怠ったとき
- (3) 基準協会の事業を妨げ、又は妨げようとしたとき
- (4) 基準協会の事業に関し不正な行為をしたとき

（評価を受けた非会員短期大学の会費の特例）

第 12 条 非会員短期大学が基準協会の第三者評価を受けた後、同一評価周期内に入会し、会員となったときは、当該周期の会費を免除する。

（実施細目）

第 13 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（改廃）

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 14 日から施行し、平成 17 年 3 月 31 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 3 月 22 日から施行し、平成 20 年度の第三者評価から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 23 年度評価に係る評価員の旅費等については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 23 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、一般財団法人設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。